第 1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1)計画策定の背景と趣旨

国においては、平成24年に保育施設を多様化して保育給付の増大を目指す「子ども・ 子育て支援法」が制定されました。同法では、保育の給付・事業の需要見込量などを 盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市においても、2015 年度(平成 27 年度)から 2019 年度(令和元年度)を計画期間とする「伊万里市子ども・子育て支援事業計画(以下「第1期計画」という。)」を策定し、本市の豊かな自然の保全、地域の歴史や文化の伝承、既存の施設などの社会資源の活用を通して、子どもと保護者、地域全体で心豊かに育ちあうまちづくりを進めてきました。

この間、一層の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加、子どもの貧困率の上昇、ひとり親家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

それに対応して、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化、さらには「新・放課後子ども総合プラン」の策定等、子育て支援を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となったさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

このような時代の流れを踏まえ、本市の子育て環境の魅力創出・向上に向けて、「地域共生社会の実現」の方向性と歩調を合わせ地域社会の支援を一層受けながら、第 1 期計画を引き継ぎ、さらに充実を図るため「第 2 期伊万里市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

(2)計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、母子の健康水準を向上させるための様々な取組をみんなで推進する国民運動計画「すこやか親子 21(第2次)」(2015年度(平成27年度) \sim 2024年度(令和6年度))の趣旨を踏まえたものとします。

さらに、本計画は、「伊万里市総合計画」の個別計画として位置付け、「伊万里市障害者計画」「伊万里市障害福祉計画」「伊万里市男協働参画基本計画」「伊万里市食育推進計画」等の各分野別計画とも整合性を図ります。

(3)計画の期間

本計画は、2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|----------------|-----|-----|-----|----|------------|----|----|----|----|
| 子ども・子育て 支援事業計画 | | | | | 第2期計画(本計画) | | | | |

(4) 計画の対象

本計画の対象は、すべてのこども(18 歳未満)とその家庭、地域、企業、関係機関等すべての個人及び団体となります。第1期計画と同様、これら市民と行政が連携しながら、子どもを生み育てやすいまちづくりを進めていきます。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について

日本における合計特殊出生率は、1975 年に 2.0 を下回って以来、低下傾向で推移 し、近年では微増傾向にあったものの、再び低下傾向に転じ、2018 年時点において 1.42 となっています。

子育でに関連する法律についてみると、平成 17 年から 10 年間の時限立法であった 次世代育成支援対策推進法が 10 年延長され、「次世代育成推進行動計画」については 策定が任意化される一方で、平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育で関連 3 法に より平成 27 年度から「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられ、新たなステージへと移行しました。

また、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されるなど、子どもの貧困削減に向けた取組が今まで以上に求められています。

これらを踏まえた第2期計画策定にあたっての国の動向は以下のとおりです。

(1)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本 的な指針(基本指針)の改正

- ■市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。
 - ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)
 - ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の 預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保 の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第 三の二 2(二)(1)関係)
 - ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二 2(二)(1)関係)
 - ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市 町村計画の作成に関する任意的記載事項に追加すること。(第三の三2(三)関係)
 - ・障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の 提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、 「必要である」に改めること。(第三の四 5(四)関係)
 - ・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援第2期計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六 3関係)

- ■幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。
- ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二 4 関係)
- ■平成 28 年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に 関する事項についての見直し。
- ・平成 28 年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成 30 年 7 月 6 日・厚生労働省子ども家庭局長通知)、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等の反映(第三の三 2(一)、四 5(一)・(二)関係)
- ■新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する 事項について追記。(第三の一 6、別表第三の三関係)

(2) 次世代法に基づく行動計画策定指針の改正

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画策定指針」の改正については、 次のとおりです。

- 〇 次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)に基づく「行動計画策定指針」 (以下「指針」という。)については、2014年11月に告示し、2015年4月から適 用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実 施に関する計画(以下「市町村等行動計画」という。)を策定することができるこ ととされている。
- 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳 児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等につい て、5年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。
- 指針では、市町村等は、「前期行動計画に係る必要な見直しを 2019 年度までに行った上で、2020 年度から 2024 年度を期間とする後期行動計画を策定することが望ましい」とされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するに当たり、指針の見直しを行う。
- 新・放課後子ども総合プランの策定等、2015 年度以降の関連施策の動向の反映を中心に改正作業を行い、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針(基本指針)の改正と同様のスケジュールで進める予定。

【次世代育成支援対策推進法の趣旨】

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する ため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

(3) 幼児教育・保育無償化の開始

①総論

- ○「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と 改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、令和元年5月10日に 「子ども・子育て支援法」が改正された。
- ○幼児教育の無償化の趣旨等
 - ・令和元年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子ども たちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保 障制度へと大きく転換する。 幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置によ る少子化対策が重要となる。
 - ・現行の子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)の幼稚園、保育所、 認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象外である幼 稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する。
 - ・就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めていく。

②対象者・対象範囲等

- ○幼稚園、保育所、認定こども園等
 - ●3~5歳:幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)の利用料を無償化
 - ●0~2歳:上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化
- ○幼稚園の預かり保育
 - ●3~5歳:保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の利用に加え、利用実態に 応じて、認可保育所における利用料の全国平均額との差額である上限 月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ●満3歳 :住民税非課税世帯であり、保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の利用に加え、利用実態に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額との差額である上限月額1.63万円までの範囲で無償化(※満3歳とは、満3歳になった後の最初の3月31日までの間にある児童)

○認可外保育施設等

- ●3~5歳:保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国 平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化
- 0 ~ 2歳:保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、全国平均額(月額4.2万円)までの利用料を無償化
- ●認可外保育施設における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
 - ・市町村における対象施設の把握、保護者への償還払い手続き、無償化給付に必要な範囲での施設への関与等についての必要な法制上の措置 ほか

③財源

○負担割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 ※ただし、公立施設(幼稚園、保育所及び認定こども園)は市町村等 10/10

○財政措置等

- ●初年度の取扱:初年度(令和元年度)に要する経費を全額国費で負担
- ●事務費:初年度と2年目は全額国費で負担。認可外保育施設等の5年間(2023年度まで)の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。
- ●システム改修費:平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

④就学前の障害児の発達支援

- ●就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化
- ●幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、 ともに無償化の対象